【表紙】

【提出書類】臨時報告書【提出先】関東財務局長【提出日】平成29年7月20日

【ファンド名】 米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型

(USD-Denominated Australia Bond Open

Monthly Dividend Type)

【発行者名】 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg)

S.A.)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 鈴木 惣太

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通

リ 287 - 289番

(287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of

Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂 K タワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽

同 橋本 雅行同 陳 翥洲

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂 K タワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】03 (6888) 1000【縦覧に供する場所】該当事項なし

1【提出理由】

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)(以下「管理会社」といいます。)は、エリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッド(Elian Trustee (Cayman) Limited)(以下「受託会社」といいます。)と協議の上、米ドル建 オーストラリア債券オープン 毎月分配型(USD-Denominated Australia Bond Open Monthly Dividend Type)(以下「ファンド」といいます。)を平成29年8月25日をもって終了(償還)することを決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項および同条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(イ) 当該解散等の年月日

平成29年8月25日(終了(償還)日)

(口) 当該解散等に係る決定に至った理由

ファンドの運用資産残高が減少したことに伴い、ファンドが行う債券投資から得ることができるインカム収入に比べて運営維持に係る費用が相対的に高くなり、今後受益者に適切なリターンを提供することが困難になったため、管理会社は、受託会社と協議の上、平成29年8月25日をもってファンドを繰上償還することを決定しました。

(八)法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対 し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

管理会社が作成した平成29年7月19日付書面により、日本における販売会社に通知しました。